

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第276号）

〔 大阪府情報公開条例の改正について 〕

（答申日：平成28年12月8日）

1 請求者の責務について

行政文書の公開を請求しようとするものにあつては、本条例の目的に則した適正な請求を行う責務を負う旨の規定を設けることが適当である。

（説明）

- 条例に認める行政文書の公開請求権は、府民の知る権利を保障し、府民の府政の参加をより一層推進すること、府政の公正な運営を確保すること、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与することを目的とするものであり、実施機関が府民による当該請求権の行使を不当に妨げるようなことがあつてはならない。
- しかしながら、当該請求権の行使は無制限に許容されるものではなく、行政文書の公開を請求しようとするものにあつては、本条例の目的に則した適正な請求を行う責務を負うべきものであり、権利の濫用ともいえる不適正な請求があるなどの昨今の請求状況に鑑みれば、その旨を条例に規定することが適当である。
- なお、実施機関は、請求が本条例の目的に則した適正なものと認め難い場合には、請求者に対して適正に請求するよう求めるとともに、適正な請求ができるよう情報提供等に努めるべきである。

2 行政文書等の公開請求に係る非公開要件について

非公開とする個人に関する情報について、特定の個人を識別することができなくとも公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報に関しても、その対象とする規定を設けることが適当である。

(説明)

- 条例においては、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものを非公開の個人情報と規定しているところであるが、個人識別情報を除いてもなお個人の権利利益を害するおそれがある場合が想定されることから、本規定を設けることが適当である。

- これは、カルテ、反省文等の個人の人格と密接に関連する情報や未公表の研究論文等公開すれば財産権等を害するおそれがある情報等については、個人識別性がなくとも本人の同意なく第三者に流通させることは適切でない、という判断に基づくものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律においても同旨の規定が設けられている。

- なお、実施機関は、個人の権利利益を害するおそれのある情報であるか否かの判断にあたっては、当該情報の性質、第三者との関連性の有無並びにその態様及び程度その他具体的な状況等を十分に勘案して行うものとし、非公開の範囲を必要以上に広げることのないよう留意されたい。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

尾形 健、有澤 知子、中井 洋恵